

監査公告第 5 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による議会事務局の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 31 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

議会事務局定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和6年6月10日から令和6年7月12日まで

第3 監査の対象

議会事務局

第4 監査委員の除斥

議会選出委員である林直史委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき政務活動費に係る監査については除斥した。

第5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 議員間討議による審議の充実、議員研修により政策立案や提案能力の向上が行われているか。
- (4) 政務活動費の適正執行及び使途の透明性が確保されているか。

第6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第7 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

議会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 審議する議会及び政策提案する議会の取り組みについて
2. 広報・情報発信の強化について
3. 若い世代の議会に対する関心を高めるための取り組みについて
4. 議会提案条例の対応について
5. 政務活動費について